

平成 27 年 4 月 13 日  
27 福保指指第 54 号  
福祉保健局長決定

## 社会福祉法人専門家会議設置要綱

(目的)

### 第 1 条

外部有識者から専門的な助言を得て、社会福祉法人の指導及び処分等を適切に行い、社会福祉法人の適正な運営を図るために、「社会福祉法人専門家会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

### 第 2 条

会議における所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 社会福祉法人の指導及び処分等に関する専門的助言
- 二 その他社会福祉法人の適正な運営を図るために必要な事項などに関する助言

(会議の構成)

### 第 3 条

会議は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、第三号に掲げる者については、前条第二号に係る会議に限り参加する。

- 一 法律、会計、人事管理の専門的知識を有する者及び社会福祉法人に関する学識経験を有する者
- 二 関係する行政機関の職にある者
- 三 社会福祉法人の業務に従事する者

(委員長等)

### 第 4 条

会議に委員長と副委員長を置く。

- 一 委員長は、前条第一号及び同条第二号に掲げる者のうちから、前条に掲げる者の互選によるものとする。
- 二 委員長は、委員を招集し、会議を主宰する。
- 三 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が前条第一号及び同条第二号に掲げる者のうちから指名する副委員長がその職を代行する。

(委員の任期)

第5条

- 一 委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 二 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第6条

委員長は、必要と認めるときは、第3条に掲げる者の他、関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条

本会議並びに会議に係る資料及び議事録は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めるときは、公開とすることができる。

(庶務)

第8条

会議の庶務は、福祉保健局指導監査部指導調整課において処理する。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年9月9日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。